

新監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年7月5日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

観光・国際交流部、農林水産部、下水道部、秘書課、会計課、議会事務局、人事委員会事務局、市民病院及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和3年4月から令和4年1月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約事務において、入札手続が適正に実施されているか、また、支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部執務室等

(2) 実施日程

令和4年2月14日～令和4年7月5日

7 監査委員の除斥

古俣誉浩監査委員は、令和4年3月31日まで市民病院事務局長の職にあったため、市民病院に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数23件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（２件）

- ・賦課の遅延
- ・未収金の内訳不明

イ 現金取扱事務に関すること（３件）

- ・手書き納付書の連番管理不徹底
- ・任意団体における会計規則の未整備

ウ 支出事務に関すること（１１件）

- ・時間外勤務手当の支給誤り
- ・委託料の支払遅延

エ 契約事務に関すること（２件）

- ・予定価格、最低制限価格の設定誤り

オ 補助金・負担金の事務に関すること（１件）

- ・助成予定額の通知誤り

カ 財産管理事務に関すること（４件）

- ・専決区分誤り